

企業版ふるさと納税のご案内

企業の皆さまのご支援・ご協力をお願いします。

■ 企業版ふるさと納税とは

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方創生プロジェクトに対して、企業の皆さまが、寄附を通じて地方公共団体の取組を応援いただいた場合に、法人関係税から税額控除を受けていただける制度です。

寄附をしていただいた企業は、損金算入による税の軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、**最大で寄附額の約9割**の税額控除を受けていただけます。

■ 日野町の地方創生プロジェクトについて

日野町では、地域を元気にするための4つの基本目標を掲げ、以下の事業に取り組んでまいります。当町のまちづくりにご支援を賜りますようお願いいたします。

- ① 結婚・出産・子育ての希望をみんなで支えてかなえる事業
- ② 地域資源を活かし、地域経済の活力と暮らしを支える雇用をつくる事業
- ③ まちの魅力を活かし、交流を育み新しい人の流れをつくる事業
- ④ 暮らしやすい地域を育み、安心して住み続けられるまちをつくる事業

■ 寄附の流れについて

- ① 日野町役場（企画振興課）に寄附申込書をご提出ください。（申込書は、町のホームページからもダウンロードできます。）
- ② 寄附の払い込みの確認後、寄附をいただいた企業に対して受領証を交付します。
- ③ 受領証に基づき、地方公共団体や税務署で税制上の優遇措置をお受けください。

■ 留意事項

- ・ 本社が日野町に所在する場合は、対象となりません。
- ・ 1回当たり**10万円以上**の寄附が対象となります。

■ 税額控除の特例措置について

【税目ごとの特例措置の内容】

① 法人住民税

寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）

② 法人税

法人住民税の控除額が寄附金の4割に達しない場合、寄附額の2割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除（ただし、寄附額の1割、法人税の5%が上限）

③ 法人事業税

寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

令和元年度まで

改正前	損金算入による軽減効果（約3割） 国税+地方税	{①+(②)}+③ (約3割)	企業負担（約4割）
-----	----------------------------	--------------------	-----------

令和2年度から

改正後	損金算入による軽減効果（約3割） 国税+地方税	{①+(②)}+③ (約6割)	企業負担 約1割
-----	----------------------------	--------------------	-------------

軽減効果最大
約9割に拡充

← 寄附額 →

〈寄附例〉

寄附額 1000万円 の場合 → 最大 **900万円** の税額控除

現行の損金算入措置による軽減効果 $1000万円 \times 0.3 = 300万円$

① 法人住民税 $1000万円 \times 0.4 = 400万円$

↳ 法人住民税法人税割額の20%が400万円以下の場合 (例.200万円の場合)

② 法人税 $400万円 - 200万円 = 200万円$

※ ただし、寄附額の1割または、法人税の5%が上限

③ 法人事業税 $1000万円 \times 0.2 = 200万円$

法人事業税額の20%を超える場合は、法人事業税額の20%が税額控除